

家庭用暖房契約
(小売選択約款)

令和7年4月1日実施

若松ガス株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. 小売選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適 用 条 件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 名義の変更	4
10. 契約の変更または解約	4
11. 設 置 確 認	5
12. そ の 他	5
附 則 1. 本小売選択約款の実施期日	5
(別表)	
1. 適 用 区 分	5
2. 早収料金の算定方法	5 ～ 6
3. 料 金 表	6 ～ 8

1. 目的

この小売選択約款は、家庭用の暖房分野における安定的な需要の確保と暖房機器の普及を通じてガス利用の拡大により、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この小売選択約款の変更

- (1) 当社は、この小売選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款によるものとし、(3) 及び(4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの小売選択約款の変更に異議がある場合は、この小売選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この小売選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号（お客様番号）を記載します。
- (4) この小売選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器をいいます。
- (2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税法に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「単位料金」とは、8 に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (5) 「基本料金(税込)」「基準単位料金(税込)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第 6 3 条の 2 の規定に基づき記載するものです。
- (6) 「基本料金(税抜)」「基準単位料金(税抜)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、暖房機器を次のいずれかの条件で使用する場合には、当社に対してこの小売選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 専用住宅で使用する場合。
- (2) 併用住宅で業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用メーターが設置されている場合で居住部分にて使用する場合。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、新たにこの小売選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約していただきます。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合の契約の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款に定める料金への変更をされたお客さまが、再度同一需要場所で本契約または他の小売選択約款の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ）。
- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別（ガス小売供給約款に定める契約を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社とのこの小売選択約款にもとづく契約、他の小売選択約款にもとづく契約またはガス小売供給約款にもとづく契約の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この小売選択約款による使用の申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

- (1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。
- (2) その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日から翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、10月検針分（9月検針日の翌日から10月検針日まで）から4月検針分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの期間については、家庭用暖房契約に定める料金の料金表（基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定し、5月検針分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から9月検針分（8月検針日の翌日から9月検針日まで）までの期間については、ガス小売供給約款に定める料金の料金表（基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) 料金適用開始日は、原則として契約成立後の初回定例検針日の翌日（新たにガスの使用を開始した場合は、初回検針日を含みます。）とし、初回定例日までの期間についてはガス小売供給約款の料金表にもとづき料金を算定いたします。ただし、他の小売選択約款からこの小売選択約款へ契約を変更する場合は、従前の小売選択約款の料金表にもとづき料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第2(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} + 0.083 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} - 0.083 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トンあたり）

78, 730円

② 平均原料価格（トンあたり）

別表2(3)に定められた各3カ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.9502 \\ + \text{トンあたりLPG平均価格} \times 0.0353$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2(2)によりこの小売選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます）には契約期間中であっても、相互に契約を解除できるものといたします。

11. 設置確認

(1) 当社は、暖房機器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立入りを承諾していただきます。

万一、立入りを承諾していただけない場合、当社はこの小売選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの小売選択約款を解約し解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。

(2) 暖房機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

12. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. この小売選択約款の実施期日

この小売選択約款は令和4年9月1日から実施します。

附 則

1. この小売選択約款の実施期日

この小売選択約款は令和7年4月1日から実施します。

(別 表)

1. 適用区分

料金表

料金表A 使用量が0立方メートルから21立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が21立方メートルをこえ40立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が40立方メートルをこえる場合に適用いたします。

2. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金（税抜）または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にも

とづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表

料金表A

(1) 基本料金

区 分	基本料金
1 か月につき	9 5 7 . 0 0 円 (税込)
	8 7 0 . 0 0 円 (税抜)

(2) 基準単位料金

区 分	基準単位料金
1 立方メートルにつき	2 4 1 . 8 4 6 0 円 (税込)
	2 1 9 . 8 6 0 0 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

料金表B

(1) 基本料金

区 分	基本料金
1 か月につき	1 , 9 0 8 . 5 0 円 (税込)
	1 , 7 3 5 . 0 0 円 (税抜)

(2) 基準単位料金

区 分	基準単位料金
1 立方メートルにつき	1 9 6 . 5 3 7 0 円 (税込)
	1 7 8 . 6 7 0 0 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

料金表C

(1) 基本料金

区 分	基本料金
1 か月につき	4 , 0 1 5 . 0 0 円 (税込)
	3 , 6 5 0 . 0 0 円 (税抜)

(2) 基準単位料金

区 分	基準単位料金
1 立方メートルにつき	1 4 3 . 8 8 0 0 円 (税込)
	1 3 0 . 8 0 0 0 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。